

更生介護保険センター(以下当事業所)が利用者に対して行う居宅介護支援サービスは、次のとおりです。

1. 事業所が提供するサービス

当事業所は、利用者の委託を受けて利用者に対して介護保険法に関する法令に従い、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、居宅サービス計画書を作成し、サービスの提供確保とサービス事業所との連絡調整を行います。

利用者は居宅サービス計画書に位置づけるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、その事業者を居宅サービス計画書に位置づけた理由を求めることが可能です。

2. 事業所の概要

事業所の名称	更生介護保険センター
事業所の所在地	〒446-8602 安城市安城町東広畔28番地
管理者氏名	稲垣 京子
介護保険事業者番号	2373100094
介護支援専門員の人数	介護支援専門員5名(常勤5名) 職員体制:専任
対象者	要介護1~5の認定を受けた方
事業の実施地域	安城市内
電話番号	(0566) 75-2359
FAX番号	(0566) 77-9958

3. 事業実施日・時間

月曜日から金曜日	8:30~17:00
----------	------------

※祝日、8月15日、12月30日~1月3日はお休みです。

4. 時間外の対応

サービス調整など居宅サービス計画に関し、相談があれば24時間いつでもご連絡ください。

【実施時間内】(0566) 75-2359 【実施時間外】090-3385-2633

※職員が交代で対応します。

5. 利用者負担金

居宅サービス計画書作成にかかる費用は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法的代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じた下記の居宅介護支援費および必要に応じた各種加算費用をいただきますが、居宅介護支援提供証明書・領収書・申請書を後日市役所の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。 【1単位:10.42円】

居宅介護支援費(Ⅰ)【要介護1・2】1086単位/月【要介護3・4・5】1411単位/月

各種加算【特定事業所加算Ⅰ】519単位/月【特定事業所医療介護連携加算】125単位/月

【初回加算】新規及び2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受け居宅サービス計画を作成:300単位/月【入院時情報連携加算Ⅰ】入院日当日に情報提供:250単位/月【入院時情報連携加算Ⅱ】入院翌々日迄に情報提供:200単位/月【退院・退所加算】カンファレンス参加無1回450単位、2回600単位、カンファレンス参加有1回600単位、2回750単位、3回900単位【緊急時等居宅カンファレンス加算】病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合:200単位/回【ターミナルケアマネジメント加算】終末期の利用者又はその家族の同意を得た上で主治の医師等の助言を得つつ終末期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービスの変更の必要性を把握すると共にそこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合:400単位/月【通院時情報連携加算】50単位/月

6. 居宅介護支援事業所の変更

利用者のご希望があれば、他の居宅介護支援事業所への変更ができますのでお申し出ください。

7. 担当介護支援専門員

介護支援専門員は、利用者のお宅を訪問し利用者や介護者の意向を踏まえつつ、公正中立な立場から支援を行います。利用者が入院される際に担当介護専門員の氏名等を入院医療機関にお伝え下さい。

8. 秘密保持

業務上知り得た利用者またはその家族の情報については利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

9. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅支援に関する相談や苦情や居宅サービス計画書に基づいて提供している各サービスについての相談や苦情の窓口は、次のとおりです。

また、担当介護支援専門員の変更を希望される方は、管理者（稲垣）までお申し出ください。

- ① 更生介護保険センター 担当介護支援専門員又は管理者【電話番号：0566-75-2359】
- ② 安城市福祉部高齢福祉課介護保険係 【電話番号：0566-71-2290】
- ③ 愛知県国民健康保険団体連合会 【電話番号：052-971-4165】

10. 苦情処理の体制

苦情があった場合は、直ちに担当責任者が出向き対応策を講じ、苦情の内容を記録し保管します。

11. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族・市役所に連絡し、必要な措置をとり、損害を賠償します。

12. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生、その再発を防止する為の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。

13. 記録の整理および閲覧

介護支援サービスの提供に際して作成した記録および書類を、サービス提供完了日より5年間保存します。利用者または家族に対して、利用者に関する相談記録、書類の閲覧に応じます。

年 月 日

居宅介護支援サービス重要事項について、説明を受け了解します。

利用者

住 所： 安城市

本人氏名： 印

署名代行者： 続柄：

電話番号：

居宅介護支援事業所

住 所： 安城市安城町東広畔28番地

事業所： 更生介護保険センター 印

介護支援専門員：

電話番号：(0566) 75-2359